

番号	質問	回答
16	<p>①送迎車のリース契約期間はいつからいつまででしょうか？</p> <p>②契約終了後は新たな車両でリース契約が更新されるのでしょうか？</p> <p>③修理が必要な場合、修理の負担は指定管理者か市かどちらが行うのでしょうか？</p>	<p>① 市が新たに追加でリースする車両は6台で、マイクロバス1台、ワゴン5台、期間は令和5年3月から令和11年2月までを予定しています。 既存リース分は5台で、マイクロバス1台（平成29年10月～令和5年9月）、マイクロバス1台（令和3年3月～令和9年2月）、ワゴン1台（平成29年11月～令和5年10月）、ワゴン2台（令和2年3月～令和8年2月）</p> <p>② リース期間終了後は、車両の状態により、新たな車両に更新するか、当該車両を引続き使用するか判断しますが、リース等費用については市が負担します。</p> <p>③ 既存リース分のうち、マイクロバス1台（平成29年10月～令和5年9月）及びワゴン1台（平成29年11月～令和5年10月）については、修理の負担は指定管理者が行います。指定管理委託料に修理費用が含まれています。 上記を除く既存リース分と新規リース分では、軽微な修理についてはリース会社が行い、車椅子リフト等の規模の大きな修理は指定管理者が行います。指定管理委託料に修理費用が含まれています。</p>